

新司法試験調査会在り方検討グループ(第12回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年11月28日(金) 15:30 ~ 17:00

2 場所

法務省大臣官房人事課会議室

3 出席者

(委 員)

小津博司, 柏木昇, 釜田泰介, 鈴木健太, 中川英彦, 宮川光治

(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付, 古宮義雄試験管理官

4 議題

協議

(1) 総合評価における短答式試験に対する論文式試験の比重について

(2) その他

ア 合格者数について

イ 選択科目について

ウ その他

5 議事等

【釜田委員】第12回の在り方検討グループの会議を開きます。本日で最終回です。協議に入ります前に庶務担当の方から御説明をお願いします。

【横田人事課付】本日御欠席でございますが、磯村委員から最終報告案等に対する御意見を頂いております。まず第1点は、「選択科目における負担の公平」について最終報告の修文の御意見です。報告検討グループにお配りいたします最終修文案に御意見を反映させております。また、第2点として、短答式と論文式の総合評価につきまして、「1対4を積極的に根拠づけることは困難であるけれども」という前提で、「短答式と論文式とでは試される能力に相違があるのではないか」また、「論文式が重視されることを象徴的に示されるような比率が適当ではないか」という御提案です。

(1) 総合評価における短答式試験に対する論文式試験の比重について

【釜田委員】本日の協議に入らせていただきます。第1は、磯村委員から総合評価における短答式試験と論文式試験の比重について改めて御意見が出されましたので、既にこの在り方検討グループでは1対4が適当であろうということで結論を得ているわけですが、なお磯村委員の御意見を御覧いただきまして付け加えていただくことがございましたら御意見を頂きたいと思っております。

この後の報告検討グループの会合でこの点が中心的な議題になるかと思っておりますが、在り方検討グループとして、1対4ということ再度申し上げる上で、その理由付けについて何かより説得性のあることがございましたら付け加えていただきたいと思います。

【小津委員】1対4の根拠付けについて、磯村委員のお書きになっていること以上のものは、私も現時点で何もありません。ただ、磯村委員がお書きになっておられる中に350点と800点の話が出てまいりまして、「この数字自体に大きな意味を持たせることは必ずしも適当とはいえない。」と書いておられるわけですが、私もこの御意見に賛成です。磯村委員は少し遠慮して書いておられると思いますが、たまたま短答式の点数はどうするかと、論文の点数をどうするかということの議論において、その比率の問題とは全く関係なしに数字が出てきて、あるいは一つの例として出てきたわけで、350、800ということでこの問題を議論することは全く話が違っていると思っております。

【鈴木委員】私も全然結論に異論がございませんで、新たに特に理由はないのですが、前回の報告検討グループで3対1の方がいいのではないかとおっしゃった方は、1対4だと短答軽視なのではないかという御意見だったと思うのですが、短答の試験の結果によって、論文の採点を受けられるのかどうかということがまず決まりますので、そういう意味では非常に短答の結果というのは大きいものがありますし、それがどの程度のレベルになるか分かりませんが、それをクリアした人たちの間では、そもそもそんなに短答の点数に差がついていないということですので、1対4にしても、だからといってトータルの問題として短答が軽視されていることにはならないのではないかと気がします。短答によって幅広い基礎知識をちゃんと持っているということを確認した上で、今度は論文、しかも従前と違った形式による論文によってじっくりと力を見るということが今度の考え方ですので、そういう意味では1対4にしても決して短答を軽視していることにならないというのが基本的な理由なのかと思っております。

【宮川委員】同じ意見ですけれども、最低ラインに達しているかがまず判断される、その上で短答式の合格に必要な成績に達しているかが判定される、基礎知識が十分習得されているかどうかについては、このようにテストされていると。そこでテストされてきた人たちについて、磯村委員の御意見にもあるようにより創造的・批判的な思考力や事例分析能力等を試す試験として論文式試験が設

定されているわけですから，総合して合否を判定する上でも，おのずから短答式と論文式の比重において相当程度差があるということは道理があることではないかと思えます。この前報告検討会である委員が言われていましたが，短答式試験というのは満点を取る人も比較的出やすく，平均点も高い，しかし論文式の場合は現行司法試験を前提とする限りは，そんなに高いところに平均点はならないだろうと，満点に近い点を取る人もほとんどないだろうと，こういったことを前提とすると，1対3とすると逆に短答式の比重がかなり重いものになってしまう，事実上1対3ではなくて1対2に近いことになってしまう可能性もあるのではないか。そういうことをも考えると，1対4が適当であるというふうに思います。

【釜田委員】そういったしましたら，この後の報告検討グループの会議では，もう一度，磯村委員の御意見も含め，在り方の意見を伝えさせていただきたいと思えます。

(2) その他

ア 合格者数について

【釜田委員】2番目の合格者数について御意見を頂きたいと思えます。

【小津委員】今議論しようとしている合格者数についてというのは，新司法試験と現行司法試験の併行実施期間中の合格者数を議論するということですね。

【横田人事課付】はい。「その他」の協議事項として掲げました合格者数と選択科目につきましては，調査会への委嘱事項として明記されていたものではございませんが，委員の皆様方の関心も高く，議論されたいという御要望が高かった案件でございます。これにつきましては，報告書に盛り込まれるものではありませんが，議事録に御意見を残していただき，今後の司法試験委員会の検討における参考にさせていただくということで御意見を頂戴できればと考えております。

【釜田委員】昨日の段階で，来年4月のロースクールの受け入れ数が5,430名ということでございましたが，現段階ではそれだけの学生数が受け入れられるということで，また少し変動があるかもしれませんが，当初の6千名よりは数が減っている状況でございます。試験の合格者数を考える上で，不確定要素で分らなかったことの一部が，現段階では固まってきたということでございます。

【宮川委員】ただ，平成18年度においては，5千数百人をベースにした修了者が受験してくるわけではなく，2年制のコースの修了者です。

【釜田委員】この数というものは大体分かっているのですか。

【鈴木委員】既習者枠ですから，半分いくかいかないかぐらいだと耳にしたこと

があります。

【宮川委員】3年制一本という法科大学院もありますね。

【鈴木委員】早稲田大学など3年制を前提として仕分けするというような話もあるようですし、必ずしも明確な数字は出てこないのだと思うのですが、聞いているところによりますと半分行くか行かないぐらいの数字だと、これも極めて不確かな、雑談的に聞いた話ですので分かりませんが。

【横田人事課付】既修者枠が3000人に達しないのではないかとおっしゃる方もあります。

【鈴木委員】合格者数の決め方が影響するのですが、法科大学院に入っても現行司法試験を受けて、そちらに回ってしまうという人もある程度出てくるのだとすると、平成18年度に既習者コースを卒業してくる人がどれくらいいるかというところになると、当初考えていたよりは少ないのかなという気がします。なかなか未確定な問題があって、手掛かりとなるのは平成22年に3000人という一応の目標があるということですが、修習を担当している立場からいいますと、やはり、その目標を達成するというのではある程度計画的な実現ということを考えなければいけないのではないかと感じております。急に数が変わることになりますと修習の受入れ、特に実務修習の関係ではかなり問題が出てくるかと思っておりますので、22年3000人ということをも、もちろん3000人びったりということではないと思いますが、それを目標というのが一応ありますので、ある程度の目標値みたいなものを定めながら計画的に進めるべきではないかなと思っております。これもトータルの問題なものですから、そもそも3000人という人数が、合格者数ではなく法曹養成数だということになりますと、例えば、平成18年に現行司法試験に合格した人と一緒に法曹になるのは、むしろ平成19年の法科大学院卒業生、というずれが生じてきますので、この3000人を考える上でも司法試験の合格者という観点と別に、年度ごとの法曹養成数がどのくらいになるのかという観点も必要なのではないかと思っております。

【宮川委員】新司法試験と現行司法試験の併行実施期間中の合格者の割合をどうすべきかを考えるのは難しい。ただ、現行司法試験による合格者の数を平成18年以降どの程度の数に政策的にすべきかということであれば議論がしやすいのではないかと思います。私は平成18年以降の現行司法試験の合格者の数は相当程度思い切って減らしていくべきであると思っております。16年度と17年度で1500人ずつ採るということになっておりますから、そこで合格する人は合格する。機会は広げられている。それ以降も、例えば1000人とか800人とかいう合格者数が現行司法試験で確保されているという事態になると、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、法科大学院に入っても1、2年、あるいは2、3年掛けて現

行司法試験の方にチャレンジをして、そのルートで法曹になっていこうという人たちは結構現れるのではないかと。そういう事態を生じさせてはいけないのではないかと。それからもう一つ、長い間司法試験合格者数は500人でした。法学部の学生数はこの数10年そんなに変化はないのに、合格者数は500人から急激に700、1200と来ているわけですが、私は18年に、元の500の姿に戻しても、そのことが不合理であるとか、不正義であるとか、不公平であるとかということにはならないと思います。そして、18年以降その数をさらに減少すべきであると思います。

【鈴木委員】宮川委員がおっしゃるように、現行司法試験を受けている人の正当な機会と言いますか、そういうものを奪ってはいけないという気はいたしますが、一方で、あまり現行司法試験の数を多く残しますと、そもそも法科大学院に行かない人や、あるいは法科大学院に行っても、一回ぐらい現行司法試験を受けてみようかという人が出てきて、合格すると法科大学院から抜けていくということが出てきますので、あまり大きな数を現行司法試験に残すべきではないという気がいたします。来年に法科大学院が出来て、それから2年間は新司法試験はないわけですので、例えば、今年の大学4年生で現行司法試験を受けたけれどもだめだったという人も新司法試験が始まるまでの2回の受験機会があると、しかもその数が1500とかいうふうになりますと、少なくとも平成18年の段階では、かなり減らしても正当な機会を奪うということにはならないのではないかとこの気がいたします。平成3年か4年から600、700と増えていったと思うのですが、昔はそもそも500人ぐらいであったのではないかとこの気がいたします。

先ほど年間の法曹養成数ということを申しましたけれども、実は、平成17年の現行司法試験の合格者が修習をするのは平成18年に入ってからで、その時には新司法試験の合格者の修習も開始するということになるかと思えます。そういう意味では、修習期間の問題になりますと、平成17年の現行司法試験の合格者の修習自体はいわゆる移行期にまたがってくるということになりまして、平成17年の1500人というのは当然なのかなという気がしないでもないんです。これは今回ちょっと頭の中で考えているときにそういう気がただけでございますけれども、少なくとも平成18年の段階ではかなり大幅に現行司法試験を絞っても、そう現在の受験者の期待を損ねるとということにはならないのではないかとこののが私の意見です。

【中川委員】経過措置という考え方になるのでしょうか。国策として法科大学院で法曹を育てようということになったわけですから、当然のこととして現行の司法試験というのはなくすわけですから、その経過措置的に考えるということになるのですか。受験生の機会を奪うということはあるけれども、大きな考え方としては一種の経過措置、ディクリッセントですね、こういう形でそれを狭めていくというのか。ただ、前から気になっていいることで、これと無関係なんですけれども、年齢を考えますと、今は、一番早く司法試験に受かった人は21歳

ぐらいで修習を受けられるわけですか。

【鈴木委員】理論的には高校を卒業して試験を受けてということがあります。大学を出た場合は、修習開始時では22になっているけれども、司法試験合格時は21ということはあると思います。

【中川委員】それが、この法科大学院制度に完全に移行するとそういう人は出ませんね。

【宮川委員】出ませんね。24ですね最短は。

【中川委員】2年遅れるわけですね。こういう時代に変だなと、できる人はどんどんやらせて、早く社会に出て行く方がいいのではないかという考えもあるんです。

【小津委員】そこは法科大学院を中心にして考えるとやむを得ないということになるのかもしれませんが。他方、経過期間が終わった後に予備試験という制度が出来て、法科大学院に行かなくともそれを通れば司法試験にチャレンジできるということになっています。これは、そういう特急組のための制度だという位置付けではなく、法科大学院の制度として、あまりそれを推奨するものではありませんが。

【中川委員】制度としてその辺が気になると思うのです。しかし、法科大学院で法曹を養成するのだと言った以上は、それが上手くいくかどうかは別にして、現行司法試験は縮減していく、経過措置的に捉えるということにならざるを得ないのではないかと思いますけれども。

【宮川委員】理学部、あるいは工学部、あるいは薬学部、こういったところを修了して、そのまま会社に入ってもなかなか役に立たないということがあって、修士課程あるいは博士課程を修了して入る人というのが結構多くなってきています。そういう意味では就職年齢というのは上がってきているということです。

【中川委員】確かにそうですね。あまりいいこととは思いませんけれども。平均年齢が延びているから全体が少し間延びしている感じがしますけれども、人間の能力の一番発揮できる20代、30代というのは、やはり社会に貢献した方がいいと思いますけれども。

【宮川委員】高校まで、それから大学において飛び級を導入することによって可能ですね。

【中川委員】そうですね。そういう全体の問題はあるのかもしれませんが。

【柏木委員】基本的には、現行司法試験の存続期間の問題というのは、法科大学院を卒業した人が新司法試験に何人受かるかということとは全く別に、今まで現行司法試験の準備をしてきた人たちのための救済手段ですから、全く独立に考えるということ是可以するわけです。

それから、今の大学の在學生は法科大学院に行けるわけだから、この人達は法科大学院に行って新司法試験を受けてもらう方が望ましい訳だから、この人たちも現行司法試験に関しては配慮しなくていいだろうし、そうすると配慮しなければいけないのは、今既に法学部を出て何年か浪人している人だけが対象になるわけですね。その人に少なくとも平成16年と17年の2回機会を与え、更に18年から何回かの浪人の機会を与えるかの問題になるということを見ると、かなり絞り込んでもいいのではないかという気がします。しかも予備試験もあるわけですね。

【宮川委員】現行司法試験に合格するという目標を立てて人生設計をされている方々は少なからずおられると思うのですが、そういった方々のチャンスを奪ってはいけないということはあると思います。しかし、法曹養成の中核機関として法科大学院が出来るということは、3年以上前からアナウンスされているわけです。さらに、幸いなことに、この16年度と17年度は1500、合計3000人を合格させるのだという今までで最も大きい枠をそこに設定している。これは、大きな優遇措置とみることもできる。そこでチャンスを活かしてもらうということになります。だからそれ以降急激に狭めることがその人たちにとって不利益を与える、不公平になるとは思わないのです。これがそうではなくて、今までどおり700、800程度合格させるということとは、かえって問題ではないかと思えます。

【中川委員】片一方では枠を増やしつつ、かつ、18年までは少なくとも余裕があるのだという状況になっているわけですね。

それともう一つ、法科大学院を卒業したら7割ぐらいはと言っていますね。だから7割が無理だとしても、できるだけその数字に近づくように努力をするというのが必要なのではないのですかね。あまりこれが離れると国民を騙したということになりますね。騙したというのは言葉が悪いですけども、それだから法科大学院に賛成をし、みんなそれなりに目標にしてきたのに、それが極端に下回る数字だというのはおかしいではないかということになりますからね。

【柏木委員】中川委員がおっしゃったようなことは根本的な問題なんですけれども、もし、今の法科大学院がきちっとした教育をするのであれば、この約5400名のそれこそ7割8割というのは、平成18年の時から司法試験に合格していいレベルになっているはずですよ。この状況は平成22年でも同じはずなんです。その間になぜ少しづつ伸ばさなければいけないかという、鈴木委員がおっ

しゃった物理的な受け入れの能力の問題以外にはどうも考えられない気がします。

それ以外に考えられるとすれば、法科大学院がスタート時はいろいろと混乱があるから、いい教育ができないのではないかとということ以外にはどうも考えられないのではないかと思うのですが。もし、そういうことであれば、ことは非常に簡単で、物理的な受入能力が司法研修所、あるいは実務修習でどれだけ増やせるのかということだけによってくるのではないかという気がするのですが。

【宮川委員】平成18年4月に平成17年の司法試験合格者1500人の修習の受け入れをするわけですね。そして、その年の18年の11月の終わりから12月の初めころに新司法試験の合格者の受け入れをするわけですね。4か月間が重なるということになりますね。ただ、司法研修所での修習、集合修習ではだぶらないように組み立てるのですね。

【鈴木委員】今、柏木委員が物理的ということをおっしゃったわけですが、司法研修所自体の容量は、いずれにしても平成17年の1500人の受け入れを考えて進めておりますので、一時に1500人の受け入れは可能であり、将来更に増えた場合もそれを分けて何回かで実施するということが、かなりの余裕はあると思えますが、一番難しいのは実務修習で、建物というよりは指導する人がそこまで手当できるかということ、これは全国的にやらないといけませんので、それを急に手当をしるとしても無理なのではないかなと。それで先ほど17年の、1500人ということになると頭からそういう問題が出てくるところはあるのかなというところでございます。

【小津委員】現実には、司法修習の受入体制の問題がありますから、これから先も考えながらやっていかなければいけない、もっとも現実的なことであろうと思えます。もちろん制度の在り方としては修習体制を第一義的に考えて絞るのはおかしいと、これは異論のないところだろうと思えます。私の理解では、司法制度改革審議会が法科大学院という制度を導入する、それを前提として他方で日本の世の中のこれからということを考えて3000人ぐらいという数字を出したということは、一方で日本の社会のニーズとして少なくとも毎年3000人ぐらい新しい法曹を生み出すべきだという判断があり、他方でこれまでの司法試験の実情に加えて新しく法科大学院というシステムを作ると、どこまでの数の人がしかるべき水準に達することができるかどうか、これは見込みでありますけれども、という方面から考えて3000という数字が出てきたのかなと理解しております。

実際、法科大学院がスタートして、それが極めて上手く行って、更にはこれが吸引力になってすばらしい人材が法科大学院に集まって、実際に試験をやってみたら、これは本当は合格者とすべきなのは5000人ではないかということになって、これを踏まえて、他方で日本の法的ニーズということも考えながら、その3000人はそれでいいのかという議論がなされるべきものであろうと理解して

います。その時に、すぐには無理ですけれども、だんだん増えていく法曹人口、法曹人口が増えていくということはその指導者も増えていくわけですから、どれぐらいかければそれに応じた司法修習体制が出来ていくかと考えながらというようなことであろうと思います。どうしても、現実に今までの司法試験を見ておりますと、3000人という数、それだけのレベルの方を育てるためには法科大学院が相当力を入れてやらないと大変だなという思いの方が、つい強くなってしまふのです。

【宮川委員】将来のことですから、これは予想がつかないという面はありますが、人間は急速に成長することが可能であるということを感じておりますから、法科大学院の教育を担う人たちがいろいろ学ばれて努力されて、法科大学院教育は急速に充実していくであろうと思います。一方で今、小津委員が言われたように、そういう状況を見ながら、今までは他分野に行っていた、企業や官庁に行っていた人材が法律家を目指そうとして法科大学院に入ってくるということがあろうでしょう。法学部生だけではなくて、様々な分野から人材が集まってくるということが、そういう事態が急速に生まれてくるということがあろうでしょう。

それからもう一つは、弁護士の市場、法曹の市場が急速に拡大していくということがあり得る。

そういう幾つかの要因がいい方向に働いて、法科大学院修了者、司法試験合格者のレベルが近い将来に上がってくると、質が向上してくるということがあろうと思います。その場合に3000人という数字が頭にあって、それがボトルネックとして機能してはいけないということだと思います。その考えは、この在り方グループでは皆さん共通の思いであると思います。

【釜田委員】前回の意見書の3000名も、法曹養成が充実すれば3000名ぐらいの養成は可能ではないかと、何かそういうところもあるんですね。3000名で頭打ちというよりは、それぐらいの力を発揮できるのではないかと。だからおっしゃったように、充実すればもっと養成できる結果になるかもしれませんし、充実度が遅れば、そこまで達しないということもあり得ますね。どちらに行くのかロースクールの今後の状況にかかっている部分がありますね。

【中川委員】私はあまり楽観していないのですが、楽観していないからこそ、逆にロースクールというものに重点を置いて、いい加減な学校にしないことが大切なんだと思っている。そのためには、やはり、そういう政策を出したわけだから、それを押し進めるというのが一つの方向、将来はどうなるか分かりませんが、その時はまた考えるので、今はそうではないかなという気がしますけれど。

イ 選択科目について

【釜田委員】次の選択科目について少し御意見を頂きたいと思います。法科大学院が認可されましたから、今後は選択科目についての正確な分析がなされる

のでしょうか。

【横田人事課付】今後，作業を進めてまいります。ただ，やはり科目としての分類が，難しいところでございます。なお，法曹養成検討会の方で法科大学院からの御意見を集めておられます。

【中川委員】選択科目，それから先端科目の単位数が非常に小さいということを見て，こういうことかなと思ったのは，例えば選択科目の中でも，学問的に取り入れられているもの，特許法だとか，独禁法だとか，というものと，漠然としているものがあります。学問なのかどうなのか良く分からない，実務なのか学問なのか分からない，だけど私の感じではそちらの方が法科大学院にとっては大切だと思います。しかし，なぜ単位が小さいかということ，まず，先生がいないということと，教科書がないこと，それからはっきりとした範囲がないということがあ。だけれども，それでいいので，実務と理論の架け橋などというときには，どうしてもそうになってしまうのです。選択科目というものはもう少ししっかり考える必要があるのではないかという感じなのです。だから，もっと一つ一つの科目の内容を掘り下げてみる必要があるのかなと。それらの科目にはものすごくばらつきがあると思いますし，試験という観点から見ると極めてつかまえ難いのですが，法科大学院のカリキュラム，教育として考えたときはものすごく重要だという感じがいたしました。

【柏木委員】矛盾した二つの要素がありまして，私は国際取引法という科目を教えているわけですがけれども，先端科目の一番新しいところというのは，どの科目でもその領域ははっきりしていないのです。新しい問題だから，領域を開拓中ではっきりしないことが非常に大切なわけです。一方，領域がはっきりして，学問的にも確立している分野には，海商法のように，今は相対的には重要ではなくなっている分野もあります。海商法に関しては，海の事故が非常に少なくなっていますから，昔は海商法専門の弁護士さんはたくさんいましたけれども今はどんどん少なくなっている。そういう具合に古典的法領域には古くなっていった分野がある。ところが，そこは学問的には非常に確立しているということで，学問的な確立に重きを置けば，古くさい科目しか教えられないことになります。かといって先端の一番新しいところをたくさん教えようとすれば，これは範囲が確定しないという問題が生じるのです。結論的には，領域の確立した古典的分野にも，領域を開拓中の先端分野にも，どちらにもウエートを置き過ぎてもいけないので，やはり，両方にウエートを置かざるを得ない。ただ，選択科目に何を挙げるかというのは，20も30も挙げるわけにはいかないのです。常識的に多分8とか10とかそれぐらいになるだろうと思いますが，その範囲でどれを採るかということも両方にウエートを置きながら考えていくしかないと感じます。

【中川委員】法律と経済なんて一体ですよ，あえて言えば。法律だけに限ると

いうのも大きく言えば変ですよ、社会事象なんだから。何かこれは発想を転換しなければいけないのではないのでしょうか、選択科目と他の基幹科目の試験の在り方については。

【宮川委員】司法試験法の定め方が、「専門的な法律の分野に関する科目」という表現だったと思いますけれども、その表現が意味するところというのは、自ずから限定されているというか、枠があるのではないのでしょうか。例えば「ジェンダーと法」という科目で選択科目を設定することが司法試験法上可能かということを考えてみると、両論あり得るのではないのでしょうか。

【柏木委員】先日も議論に出ましたけれども、基礎法との領域があいまいになってきます。基礎法の先生方も基礎法を選択科目にというような運動をしていらっしゃるのです。法社会学も大切な分野ですが領域があいまいです。法社会学はローアンドソサエティーですが、ではローアンドエコノミクスは法社会学とは別かと、ローアンドジェンダーはどうなのかということになると、なかなか法社会学と区別がつかないという問題もあると思います。

【宮川委員】中川委員がさっきおっしゃったような本当の意味での先端的で、境界がはっきりしない、そういうものを学ぶということが大切なことであることは間違いなくと思いますが、それをこの司法試験法の中で選択科目として設定することが今の司法試験法上可能なのかどうかというと、難しい気がします。

私は、司法試験の試験科目としては選択科目というのは無い方がいいという考えです。それはなぜかということ、かえって設定をすると法科大学院で学ぶことが限られていくと、もっと自由にいろいろなことを学ぶためには選択科目を試験科目としない方がいいと、学問も広がっていく、そういう考えです。ただ、それに対しては、試験科目にしないと何も勉強しないと、基幹科目だけしか勉強しないという意見があることは承知していますが、学生の在り方をこれまでと同様に考えてはいけないのではないかと思います。

【小津委員】初めは仕方ありませんから、何らかの選択科目を設定する。そして、法科大学院の中では、従来の領域だけではなくて、先端的な部分の教育が行われて、それらが全然別のものではなく融合して行って、少しふわっとした捉え方で、それは法律の名前でいうとこれと、これと、これが大体網羅されていて、なおかつ具体的にはこういうことをするのだと、もう少し見えてくると、選択科目として捉えやすくなって、上手く法科大学院のやっていること、やるべきことで選択科目が結び付いてくるのだらうとは思っています。そういうふうになったときには選択科目を変えていけばいいのだらうとは思っているのですけれども、科目の設定の仕方であらうとまとめたときに、その司法試験考査委員を引き受けていただく方が、それを全部網羅して見られる方なのかどうかという問題が当然出てくるわけで、最初のスタートの時が難しいかなと思います。

【中川委員】問題点としてかなり鋭く認識してほしいという気がします。将来やはり何か考えないと。司法試験法を変えたっていいわけですし、各法科大学院の教育の具体的な内容がどうなのかということとも関連してきますし。この基幹科目と同じやり方ではできないのではないかなという気がします。

これまでの法曹養成検討会の議論では、方向として標準的テキストとか領域とか、こういう考え方ですよね、これは基幹科目と同じ考え方だから、選択科目的な考え方ではないような気がします。

【横田人事課付】ある程度標準的な教科書がないと、考査委員の講義を聴いている学生とそうでない学生では非常に不公平が生じるというお考えなのだと思います。

【中川委員】それは今の教育を前提にしているからであって、法科大学院でそういう教育では困るわけですね。法律自体は大した問題ではなくて、実際に出ている社会事象の分析なり、解決なり、予防なりをその法律に基づいてどうやってやるのだということになってくるわけですから、その能力を試すということになるわけです。だから、選択科目の場合は、例えば、何々法何条について述べよということには絶対ならないと思うし、それは意味がないですから。

【鈴木委員】法務省令に定めるというのはいつごろまでという期限のようなものはあるのですか。つまり、法科大学院が動き出してからと言っても、逆に法科大学院で何を勉強しようかというときに一つの指針になると思うのですけれども。

【横田人事課付】3月までに決めておくのが最善であると思います。

【鈴木委員】特に何かでいつまでと決まっているわけではないのですね。

【横田人事課付】特にそれはございません。法科大学院の認可も下りましたし、今後選択科目として何が選定されるかということに目が向けられてくると思います。

【小津委員】今日のここでの議論は、新司法試験委員会で参考としていただくとして、相当集中的な検討が必要でしょう。

【中川委員】例えば、国際取引法といっても教える人によって範囲が広いのですが、広いけれども重なっている部分はたくさんあって、これだけは皆さんやるのだという部分もあるのです。それは試験に置き換えると、こちらの方の問題を出されたらアウトではないかということもあるのだけれども、しかし全体を流れるものの考え方とか、そういうものは共通なので、非常にブロードな問題に置き換

えるということも可能かもしれない。

【小津委員】おそらくコアのところがあって、そこは大体皆さん教えるだろうと。それで、あるお立場の方は、こういうところを更に付け加えて教えるし、ある方はこうだということになれば、例えばの話ですけれども、ここからは問題を必ず一つ出して、もう一つはここからとここからと出して、どちらかを答えればいいですよということは可能でしょうし。

【中川委員】問題をたくさん出しておいて選択させるということもあるかもしれない。それから私は企業法務という講座を担当するのですけれども、これはコアとなるものが何もなく、概念そのものが漠然としている。けれども、恐らく、だれもが考えるのは企業のマネージメントに関連する諸々の法的な問題と、それから、企業の活動から生じる法律問題、この二つが絶対あると思うのです。頭が自然にそうなると思います。その中身はかなり変わってくる可能性はありますけれども、そういうふうになってきますから、聞いてみたらおのずから何か出てくるかもしれないです。熱心な先生に聞いてみると、そういう人たちは大体構想を持っているはずなんですよ。

【宮川委員】そういうことはシラバスを見れば分かるのではないのでしょうか。

【中川委員】そうかもしれないですね。

【宮川委員】法科大学院がスタートしていけば、それぞれの教官はシラバスを公開するでしょうから、こここのところも急速に、例えば、国際取引法では何を教えるか、企業法務というのは何を教えるのかということが集約されていく可能性はありますね。そうすると、コアの部分がほぼ共通するということになります。

【中川委員】技術的には試験問題を作る技術はかなり難しいかもしれませんがけれども、基本的にできないことはないと思います。

【宮川委員】選択科目については、さっき意見がありましたように、複数問出してその中から選択させることにすると、山が当たってある人たちだけが得したとか、大学で全然習っていない問題が出たということはなくなるかもしれません。

【柏木委員】法律である程度特定して範囲を決めるような方式を採ることもできますね。例えば国際取引法であれば、国際私法、国際民事手続法、国際売買法、運送法、WTOのような通商法の範囲から出すよという具合に共通のコアの部分から出すとアナウンスすれば、かなり範囲は確定できると思います。

【中川委員】それはそうですね。租税法にしても、例えば所得税法と法人税法と

国際課税の三つぐらいでいきましょうと。頭を柔らかくしないといけないみたいですね選択科目については。

ウ その他

【釜田委員】その他何か御意見がございましたら頂きたいのですが。そういたしましたらよろしいでしょうか。12回にわたりまして御検討いただきましてありがとうございました。これで閉じたいと思います。